

主任技術者の専任に係る取扱いについて

令和3年12月1日以降に松江市上下水道局が入札公告及び指名通知する工事については、下記のとおり同一の専任の主任技術者が建設工事を管理することができるものとする。

(1)適用対象工事(建築関係工事は除く)

松江市上下水道局、松江市（松江市長名での発注分）及び島根県（松江県土整備事務所管内に所在する農林水産部及び土木部の地方機関）が発注する建設工事のうち、工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事または施工にあたり相互に調整を要する工事であって、工事現場間の移動距離が10km程度までの工事とする。

ただし、兼務する工事のうち少なくとも1件は、令和3年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事とする。

(2)兼務できる工事の数

同一の専任の主任技術者が管理することができる工事の数は、2件までとする。

(3)適用にあたっての留意事項

- ① 当該取扱いは、監理技術者（特例監理技術者は除く）には適用されない。
- ② 兼務ができる工事は、工事場所が松江市内の工事とする。
- ③ 兼務の承認にあたっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ④ 兼務の承認または不承認の判断は、事前に受注者からの様式7「専任を要する主任技術者の兼務について（協議）」による申し出を受けて行い、回答は様式8または様式9をもって行うこと。
- ⑤ 安全管理及び工程管理等の適正な施工の確保に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に受注者に伝えること。

(4)一般競争入札における手続きについて

他の工事に専任の主任技術者として従事している者を、新たに入札公告中の工事の主任技術者として予定する場合は、競争参加資格確認申請時[※]に、各工事の発注者が発行した「専任を要する主任技術者の兼務を承認した書面」を配置技術者届に添付し提出すること。